平成２４年（フ）第８１０号
仙台市太白区恵和町10番１号
破産者　横田　　円
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
山形県北村山郡大石田町緑町14番地４
破産者　小林　義任
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０号
山形県米沢市本町３丁目１番３号
破産者　ベークドコンビハーブこと　黒田　安彦
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１５号
千葉県山武市蓮沼平54番地１
破産者　小出　　健
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２６号
川崎市川崎区本町２丁目８番地14　本町矢田ビル801
破産者　ＣＨＯＩ　ＫＹＥＯＮＧＩＬ　崔　敬一
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
富山県高岡市江尻１番地７　サンビームマンション206号、旧住所富山県富山市千代田町８番18―202号　信開ベルシー千代田
破産者　江川　牧子
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第８７号
愛知県清須市清洲1205番地３
破産者　福田　守高
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５８号
愛知県知多郡武豊町字二ケ崎１丁目45番地５
破産者　松尾　幸政
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１２８号
大阪市港区夕凪１丁目17番18―501号
破産者　澁谷　武志
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３９号
大阪府吹田市上山手町59番11号
破産者　髙畑　幸子
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０１４号
大阪市東成区東中本３丁目20番26号　ハイツミズノ３Ａ
破産者　宮本　文惠（旧姓水野）
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２９４号
大阪府枚方市長尾谷町１丁目307番地の２615
破産者　大一美建こと　金子　英一
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５３号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目５番14号
破産者　濱口　　薫
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２２号
大阪府枚方市北中振１丁目27番20号
破産者　前川　佳範
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１３９号
大阪市中央区徳井町２丁目４番５号　エクセル内本町307号
破産者　照本　哲也
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６１号
兵庫県西宮市上之町23番８号　影井知須子方、開始決定時の住所大阪市阿倍野区美章園３丁目８番２―205号
破産者　谷本　正博
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８８０号
大阪府東大阪市日下町１丁目２番５号　メゾンファミールＡ―210号、前住所大阪府東大阪市東石切町４丁目６番51号　アメニティ石切Ａ201号
破産者　大島　良恵
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９３号
大阪府高槻市津之江町３丁目１番１－２Ｈ号、前住所大阪府高槻市竹の内町７番７号
破産者　宮﨑　盛男
１　決定年月日　平成25年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部